

入札監理小委員会の審議結果報告

内水面漁業生産統計調査業務

農林水産省の内水面漁業生産統計調査業務について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業の概要

内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料を得ることを目的とした統計調査。委託範囲は、内水面漁業生産統計調査における実査準備、実査、審査、集計を対象としている。

事業の実施期間は、令和元年11月(契約締結日)から令和6年8月31日までを予定。

(2) 選定の経緯

農林水産統計の総人件費改革等に伴う人員の大幅縮小に対応するため、第17回統計調査分科会(平成20年8月28日)のヒアリングを通じて、実査を含む一体として実施する統計調査業務のうち、公共サービスの質の確保や民間事業者の確保など市場化テストの導入の趣旨が活かされるものとして、公共サービス改革基本方針(平成20年12月19日閣議決定)別表にて、選定された。

2. 実施要項(案)の審議結果について

(1) 小委員会における主な論点

調査対象の変更、調査項目等の変更がなされていることから、新プロセスから現行プロセスに戻すものとした。その他の主な議論は以下のとおり。

【論点1】

確保されるべき質において「調査票の回収率は100パーセントを達成すること」とあるが、達成できなかったことにより、契約不履行になることにならないか。救済措置が記載はあるものの農水省の裁量による部分が大きく、事業者が不利益を被ることが考えられるため、どのような場合が問題にならないのか、具体化すること。(実施要項案 9頁 2(3)ウ)

【対応1】

事業者の免責事項を具体化するよう次の文言を追加。

「天災地変、調査対象の廃業、調査対象の調査拒否等により、調査が行えない調査対象があった場合」

【論点2】

表1 評価項目一覧表「農林水産省の要望に、迅速・柔軟に対応できる体制」につ

いて、このような抽象的な記載ではなく、農林水産省が求めているのは人なのか、時間なのか具体化を行うこと。(実施要項案 14 頁 表 1 評価項目一覧表 2.1)

【対応 2】

体制については、具体的な数値化を行い、「3 名程度」と記載。

【論点 3】

表 1 評価項目一覧表「農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか」などが、評価項目の各作業に重複して入っているが、どのように事業者が対応・工夫すれば加点されるか、具体化すること。(実施要項案 14 頁 表 1 評価項目一覧表 3.5 及び 3.6)

【対応 3】

各作業段階においてチェックを行うために連絡体制を整備させることを目的としたものであり、それぞれに求められる具体的な要件を追記した。

【論点 4】

事業者が積算できるよう「2 従来の実施に要した人員」に、具体的に常勤職員・非常勤職員の人員数を記載すること。(実施要項案、84 頁 別紙 16 2)

【対応 4】

記載を行い、事業者が積算できるよう情報を提供する。

(2) その他の修正点

実施要項標準例(統計調査業務に関する民間競争入札実施要項標準例)に基づき、実施要項の修正。

3. パブリック・コメントの対応について

令和元年 5 月 21 日から 6 月 11 日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、1 者から 4 件の質問が寄せられた。

適宜回答し、実施要項案の変更は行わない。

以 上